

授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）の貸出しについての留意事項

令和5年3月31日 こども政策課

【貸出備品】

- テント(2.4m×2.4m)、テント幕、おむつ交換台、椅子、テーブル、ウェイト、キャリー

【貸出申請書の提出期間】

- 佐倉市または佐倉市教育委員会の共催・後援するイベント等で使用する場合
→ 貸出しを希望する日の3か月前から7日前まで
- その他、貸出しが必要と認められるイベント等で使用する場合
→ 貸出しを希望する日の2か月前から7日前まで

【貸出しについて】

- 借用する際は、貸出承認書をお持ちになり申請者本人がこども政策課の窓口にお越しください。（貸出しは、イベント等の直近の市役所開庁日を基本とします。）
- 前使用者が赤ちゃん休憩室を破損、汚損、紛失する等の理由により、赤ちゃん休憩室の貸出しが不可能となったときは、貸出承認を取り消す場合があります。その際、使用者及び当該イベントに損害が生じて、市は一切の責任を負いません。
- 市主催イベント等で、市が赤ちゃん休憩室を使用する場合は貸出しできませんので、あらかじめご了承ください。

【使用上の注意点】

- 承認を受けた内容及び赤ちゃんの休憩以外には使用できません。
- 事故防止のため、赤ちゃん休憩室の設営については、常にイベント等の主催者の目が届く場所に設置してください。
- 赤ちゃん休憩室内は、禁煙(火気厳禁)です。
- 設置する際は、ウェイト等を使用して適切な風対策を行ってください。その他、取扱説明書等に従い、適正に管理・使用の上、利用者の安心・安全への配慮をお願いします。
- 赤ちゃん休憩室の運搬・管理等、設置に要する費用は、使用者の負担とします。
- 赤ちゃん休憩室の使用について、第三者への権利の譲渡又は転貸はしないでください。
- 赤ちゃん休憩室の使用により、使用者及び当該イベントが被った損害又は第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負いません。
- 破損(紛失)または汚損した場合は、使用者の負担により補修等を行い現状回復してください。

【返却について】

- 赤ちゃん休憩室のすべての備品について清掃の上、貸出承認書に記載された期間内に全備品をお持ちになり申請者本人がこども政策課の窓口に戻却してください。（返却は、イベント等の直後の市役所開庁日を基本とします。）
- 返却した日から1週間以内に「佐倉市移動式赤ちゃん休憩室使用報告書」の提出をお願いします。

(お問い合わせ) 佐倉市役所 こども政策課

(電話) 043-484-6139 (Email) kodomoseisaku@city.sakura.lg.jp